

2027 コードとISの更新プロセス

第2草案主な変更点の概要 データ保護に関する国際基準

エグゼクティブ・サマリー

ISPPPI ドラフティング・チームは、ステークホルダー協議フェーズで提供された利害関係者のコメントを慎重に検討し考慮した結果、現在進行中の 2027 年コード&IS 更新プロセスの一環として、提案されている 2027 年データ保護国際基準(ISDP)(現在のタイトルは「プライバシー及び個 人情報の保護に関する国際基準(ISPPPI)」)の第 2 草案において、さらなる重要な変更点を提案した。

この文書の目的は、2027年ISDPの第2草案で提案された主な変更点を要約することである。その主な変更点は、<u>2027年ISDPの</u> 第1草案で提案され、対応する第1草案の「主な変更点の要約」で要約されたものをベースにしている。

ISPPPI 草案作成チームは、第 2 草案作成段階における利害関係者のコメント及びドーピング防 止団体との協議のレビューから 生じた特定の重要な進展について言及することを希望する:

- 機微(センシティブ)個人情報」の定義を修正し、適用される法律の下で機微(センシティブ)とみなされるデータのカテゴリーを組み込む;
- 第6条の適用をさらに明確にするための改正。
- 第11条を改正し、保持時間の柔軟性を高める。

以下では、この2027年ISDP第2草案の変更点を、条文ごとに簡潔にまとめていく。

第1.0条はじめにと適用範囲

第1稿からの変更点

本規程において定義される「競技者」及び「競技者支援要員」という用語は、本基 準の「序論」及び「適用範囲」のセクションに含まれ、同セクション及び本基準の他の箇 所において現在使用されている「個人」という用語を明確にするものである。



第3条: データ保護に関する国際基準特有の用語の定義

第1稿からの変更点

定義された「機微(センシティブ)個人情報」という用語は、定義に列挙された個別のカテゴリーだけでなく、「適用される法律」の下で「機微(センシティブ)」と定義されたデータ・カテゴリーを含むように修正された。この改正は、用語の範囲を拡大し、本基準に列挙された個人情報以外の個人情報の区分が、国又は地域のデータ・プライバシーに関する新たな枠組みの下で「機微(センシティブ)」とみなされる可能性があり、そのためドーピング防止組織によるより大きな保護も正当化されるという事実を反映したものである。さらに、「性生活」への言及は、「性的嗜好/活動」に置き換えられた。

さらに、「機微(センシティブ)個人情報」という用語に新たなコメントが追加され、この用語の解釈と適用がより明確になった。特に、このコメントでは、「通常の」(すなわち、機微でない)データが、状況によっては個人の機微な情報を明らかにすることがあり、例えば、スポーツ選手の宗教上の所属を明らかにする居場所データなどが、「機微な個人情報」に該当することを読者に知らせている。

第5条: プライバシー・バイ・デザインの実施

第1稿からの変更点

第1草案で示された本条への変更案は修正されず、第2草案でも本条の文言にそれ以上の変更は。

第6条:限定された目的のための、関連性があり、かつ適切な個人情報の処理

第1稿からの変更点

すなわち、ドーピング防止機関は、WADA 規程及び国際基準に規定されている状況を除き、データ保護リスクの文書化された評価を行い、特定されたリスク軽減措置を実施した後に、ドーピングと闘うためにのみ個人情報を処理しなければならない。

さらに、当該規定の適切な適用を助けるために、第 6.2 条に新たな注釈が付された。この注釈は、ドーピング防止に関する慣行及び検出方法が常に進化しており、WADA 規程又は国際基準では明確に想定されていないような方法で、防止目的のためにドーピング防止機関が個人情報を処理することを必要とする不測の事態が生じ得ることを認めるものである。

第8条 個人への適切な情報提供の確保

初稿からの変更点

第8.3条に対するコメントの最後の一文は、第8.3条の文言と重複しているため不要であり、混乱を招く可能性があるとして削除された。



第9条 個人情報の責任ある共同利用

初稿からの変更点

第1草案で示された本条への変更案は修正されず、第2草案でも本条の文言にそれ以上の変更は。

第11条 個人情報の保有制限および廃棄の徹底

初稿からの変更点

第11.5条に新たな(d)項が追加され、ドーピング防止機関は、一定の条件の下で、本基準の附属書Aに列挙された種類の個人情報の慣例的な保存期間を延長することができる。第11.5条(d)は、関連する「明示的」かつ「有効な」同意があれば、保存期間を延長することを認めるものである。これは、個人(例えば、アスリート、アスリート・サポート要員等)が、自己の情報をより長期間保持し、既定の保持期間に従って削除しないことを要請する権限を与えるもので。濫用を避けるため、同意は、常に「明示的」かつ「有効」でなければならず、その他、本基準に定める同意の条件を満たさなければならない。

付属文書A: 保持時間

初稿からの変更点

附属書 A の「重要な注記」の下に、附属書 A に記載されている脚注を読者に参照させるため に、新たな小項目IVが追加された。これは、これらの注記が見落とされやすく、附属書 A を適用するドーピン グ防止機関の助けとなるためである。